

## EPO が自発分割手続の規則改正を提案

2013年09月24日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

2010年4月1日から、Rule 36(1)(a)又は(b)に規定の発行日から24ヶ月以内に分割出願手続をすることになりました。<sup>\*1</sup>

#### 【Rule 36(1)】

- (a) 最先の EP 特許出願に関し発行された first Article 94(3) Communication または first Rule 71(3)の発行日
- (b) 発明の単一性違反 (Art. 82 EPC) である旨の first Article 94(3) Communication (Search Division ではないことに注意) の発行日 (ただし、第1回目の発明の単一性違反であることが前提)

上記の Rule 36(1)(a)が自発的な分割出願に係るものである (分割出願から派生して更なる分割出願をファイルすることも可能。) のに対し、上記の Rule 36(1)(b)は発明の単一性を有していない旨の拒絶理由に対してファイルする分割出願に係るものです。

上記 Rule 36(1)(a)及び(b)のいずれの場合でも、分割出願可能な時期をトリガするのは、first Article 94(3) Communication の発行です。したがって、Communication of the Search Division の発行日や Extended European Search Report の発行日は、上記時期をトリガしません。Rule 36(1)下では、Extended European Search Report は first Article 94(3) Communication には該当しません。

また、2012年12月03日付の EPO による Notice<sup>\*2</sup>により、分割出願可能時期の起算点となる first Article 94(3) communication から EPO Form 2001A<sup>\*3</sup>が除外されました。

### 【全3頁】

<sup>\*1</sup> Rule 126(2)の10日間のグレースピリオドが24ヶ月の計算に適用されます。

<sup>\*2</sup> Notice from the European Patent Office dated 3 December 2012 on calculation of the time limit under Rule 36(1) EPC, Link: <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20121220.html#f2>

<sup>\*3</sup> EPO Form 2001A は、通常、審査官が一切関与することなく、方式職員によって作成されるので、審査部による行政処分ではなく、それゆえに審査部による実体的な Communication とは言えないことが確認されています。

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、  
下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.